

# 令和3年度EMS・ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱

令和3年3月29日  
一般社団法人 兵庫県トラック協会

## 第1条(事業の趣旨)

一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)は、会員事業者(以下「会員」という。)がエコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うことにより、温室効果ガス削減と省エネを図るエコドライブ管理システム(以下「EMS」という。)及び急加速・急減速など一定の衝撃が生じた際、その前後の映像や走行データを記録するシステム(以下「ドライブレコーダー」という。)の普及を図るため、EMS・ドライブレコーダー機器等(以下「機器」という。)導入費用の一部を助成し、環境・安全対策に貢献することを目的とする。

## 第2条(助成対象機器等の基準と範囲)

助成の対象となる機器等は、次の事項の基準に該当するものとする。

### (1)車載器の基準(一般要件)

- ア 十分な耐久性があり、品質が保証され、保証期間が定められていること
- イ 機械的作動が円滑であること
- ウ 時計が取り付けられており、時間情報が得られること

### (2)EMS用車載器

- ア 適切なタイミングで警告音等により、運転者のエコドライブを支援することができること
- イ 瞬間速度・走行距離・急発進・急加速・アイドリング継続時間及びあらかじめ設定した経済速度を超えた走行等の情報を取得管理できること

### (3)ドライブレコーダー車載器

- ア トラック用に開発されていること
- イ 急ブレーキ、急加速など一定の衝撃が生じた際に、前後の画像撮影や走行データを記録すること
- ウ 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから危険挙動運転及び事故原因を分析できること
- エ 「EMS用車載器」の機能を有すること
- オ 国土交通大臣によるデジタル式運行記録計(第Ⅱ編・第Ⅲ編)の型式指定を受けている機器のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること

### (4)EMS事業所用機器の基準

車載器で取得した時間情報・瞬間速度・走行距離・急発進・急加速・アイドリング継続時間及びあらかじめ設定した経済速度を超えた走行等の情報をカードリーダーや分析ソフト等を介して出力・取得管理できること

## 2 助成の対象となる機器等の範囲は、次のとおりとする。

### (1)車載器

#### ア EMS用車載器

自動車から運転に係る運行診断結果データ(以下「運行データ」という。)を記録するため、最低限度必要な機器(運行データを取得するためのセンサー、運行データを記録するための装置、センサーと運行データを記録するための装置の部品、運行データを記録保持するための記録媒体、運行データを事業所へ無線送信するための通信装置等で構成される車載器[対象機器一覧(EMS機器) 別紙 No.1])とする。

また、1台で国土交通省の技術基準に適合するデジタル式運行記録計と映像記録型ドラ

イブレコーダー機能を備えている車載器（以下「デジタコ・ドラレコー一体型」という。）については、EMS用車載器[デジタコ・ドラレコー一体型機器メーカー及び型式 別紙 No.1]とする。

#### イ ドライブレコーダー車載器

映像や走行データを記録するドライブレコーダー車載器[運行管理連携型ドライブレコーダー一覽他 別紙 No.2~4]とする。

##### (ア) 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ

##### (イ) 標準型

急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

##### (ウ) 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ

#### (2) EMS事業所用機器の範囲

車載器に記録した運行データを事業所において集中管理するために、記録媒体に記録された運行データを事業所で読み出すための専用の読み取り装置、車載器から無線で送信された運行データを受信するための通信装置、運行データをエコドライブに関して分析するためのソフトウェア等で構成される最低限必要な一連の機器[EMS用機器助成事業(対象機器一覽別紙 No.5)]とする。

#### 第3条(助成対象事業者及び機器装着対象車両)

助成対象会員は、協会の会員とする。

2 機器装着対象車両は、原則として会員の兵庫県内営業所に使用の本拠を有している既存の事業用貨物自動車及び新車購入時に機器を装着した事業用貨物自動車とする。

#### 第4条(助成金額及び限度)

助成金の交付額は、会員が導入する機器に対して、下記のとおりとする。

##### (1) 車載器

ア EMS用車載器（デジタコ・ドラレコー一体型車載器含）

兵ト協助成：1台あたり10,000円を助成 1事業者50台を限度

イ ドライブレコーダー運行管理連携型車載器（デジタコ・ドラレコー一体型車載器含）

兵ト協助成：1台あたり10,000円を助成 1事業者20台を限度

ウ ドライブレコーダー標準型車載器

兵ト協助成：1台あたり10,000円を助成 1事業者20台を限度

エ ドライブレコーダー簡易型車載器

兵ト協助成：1台あたり10,000円を助成 1事業者20台を限度

イ、ウ、エの機器については合計で20台/者を上限とする。

##### (2) 事務所用機器

EMS用事務所用機器

兵ト協助成：1台あたり50,000円を助成 1事業者1台を限度

2 国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

#### 第5条(助成の条件)

別に定める期間内にリース又は買い取りにより、機器の装着が助成金交付申請までに完了しているものとする。

#### 第6条(助成金交付申請)

会員は、助成金交付申請期日までに、助成金交付を受ける機器に応じた交付申請書により、兵ト協会長に対して助成金交付を申請する。

(1)EMS用車載器及び事務用機器

様式1-1「EMS用機器導入促進助成交付申請書」

(2)ドライブレコーダー車載器

様式1-2「ドライブレコーダー車載器導入促進助成交付申請書」

2 上記の交付申請書には、(1)又は(2)、及び(3)～(4)のいずれかと(5)を添付する。

(1) リース：機器名、台数、金額(1台当たり及び総額)、期間が記載している契約書の写し

(2) 購入：機器名と金額が記載している請求書の写し、及び領収書の写し(銀行の振込通知書も可)

(3) 様式2-1「EMS用機器(リース・販売)取付完了証明書」

(4) 様式2-2「ドライブレコーダー車載器(リース・販売)取付完了証明書」

(5) 取付車両の自動車検査証の写し(有効期間満了している車検証(写)は、助成出来ない。)

第7条(助成金交付請求期間)

前条の交付請求期間は、別に定める期間内とする。ただし、助成金交付予算額に達した時点で締め切るものとする。

第8条(助成金の交付)

第6条の規定により請求を受けた会長は、当該年度の3月末日までに会員に対して助成金を交付する。

第9条(機器の処分基準)

会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。

第10条(導入効果の報告)

協会は、助成金の交付を受ける事業者に対して、別に定める調査票に基づき機器導入の効果等の報告を求めることがある。

(附則)

本要綱は令和3年4月1日より適用する。